

証券コード3064
平成28年3月4日

株主各位

兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183番地
株式会社M o n o t a R O
代表執行役社長 鈴木雅哉

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記により開催いたしますので、
ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権
行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討
のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月24日（木
曜日）午後6時までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行
使サイト（<http://www.evote.jp/>）より議決権をご行使いただきますようお願い
申しあげます。

敬具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成28年3月25日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 兵庫県尼崎市道意町7丁目1番3号
尼崎リサーチインキュベーションセンター
(エーリック) 1階
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第16期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第16期（平成27年1月1日から平成27年12月31日まで）計算書類報告の件 |

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

次頁以降に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。
以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に記載すべき
事項を修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ア
ドレス <http://www.monotaro.com>）に掲載させていただきます。

【議決権の行使等についてのご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc. の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信及び携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成28年3月24日（木曜日）の午後6時まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承

ください。

- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以 上

◎システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

(提供書面)

事 業 報 告

(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安による原材料価格等の上昇に加え、中国経済の減速懸念や欧州の諸問題などが先行きに不透明性をもたらす一方で、経済政策及び金融政策の下支えや、原油安による企業負担の軽減等により、緩やかな景気持ち直しの方向で推移いたしました。

当社が販売する工場用間接資材の主要顧客である中小製造業につきましても、景気回復の効果が波及しつつあり、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。

このような環境下、当社は、検索エンジンへのインターネット広告（リストティング広告）の出稿と当社ウェブサイトを検索エンジンにおいて上位に現すための検索エンジン最適化（SEO）の取組みを主軸として顧客獲得活動を積極的に展開いたしました。またその他にも、ファクシミリ、eメールや郵送チラシによるダイレクトメール、日替わりでの特価販売、カタログの発刊・送付、テレビやラジオでのCM放送等によるプロモーション活動を展開いたしました。カタログに関しましては、春から夏にかけて需要が高い商品を中心に、2月下旬に、全8分冊、掲載商品点数13.7万点、発行部数約109万部に及ぶ「間接資材総合カタログ RED BOOK vol.11 春号」を発刊し、9月末には、全9分冊、掲載商品点数25.6万点、発行部数約177万部に及ぶ「間接資材総合カタログ RED BOOK vol.11 秋号」を発刊いたしました。また、2月下旬から3月上旬にかけて関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏、長野県域、静岡県域、広島県域及び岡山・香川県域の7区域で、6月末から7月上旬及び9月末から10月上旬にかけては、対象地域を拡大し、山陰地方や九州等の一部の県域を除く日本全国におきまして、テレビCMを放映して更なる認知度の向上に努めました。

更に、当社は、顧客基盤の拡大に伴って増加する様々な需要に対応すべく、当連結会計年度末時点において取扱商品として約900万点を取り揃えること

もに、5月半ばより、当社ホームページ（MonotaRO.com）内に「医療・介護用品」専用モールを新たに開設し、運用を開始いたしました。

加えて、購買管理システムを通じた大企業への間接資材販売に関しましても、顧客数、売上ともに順調に成長しており、8月末には、サービスの認知と利用の拡大に向け、導入企業における間接資材購買に関するコスト削減効果のシミュレーション機能を備えた「間接資材の調達改革 法人専用サービス」サイトを開設いたしました。

一方、当社の成長に対応して1日当たりの最大出荷個数を増やすとともに在庫保有能力を増強すべく、平成26年7月に本格稼働させました延床面積約13,000坪から成る「尼崎ディストリビューションセンター」は、当連結会計年度中も順調に稼働し、当連結会計年度末時点において、当日出荷を可能とする在庫商品点数として約25.6万点を取り揃えました。

これらの施策を実施したことにより、当連結会計年度中に371,198口座の新規顧客を獲得し、当連結会計年度末現在の登録会員数は1,776,570口座（注）となりました。

また当社韓国子会社であるNAVIMRO Co., Ltd.は、リストティング広告の出稿を中心に積極的な顧客獲得活動を推進し、顧客基盤を拡大させるとともに、取扱商品及び在庫商品の拡充を進めました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は57,563百万円（前期比28.1%増）、営業利益は7,087百万円（前期比63.9%増）、経常利益は7,120百万円（前期比63.6%増）、当期純利益は4,439百万円（前期比74.5%増）となりました。

（注）口座数は単体の数値であります。

(2) 設備投資の状況

顧客数や注文件数の増加及び技術革新への対応を目的とした基幹システム及びホームページユーザビリティの改良等のソフトウェア、新ディストリビューションセンター用地取得を中心に1,045百万円の設備投資を行いました。

なお、所要資金は、金融機関からの借入金及び自己資金を充当いたしました。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社新ディストリビューションセンター建設資金として、金融機関より長期借入金として6,000百万円の調達を行いました。

その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第13期 (平成24年12月期)	第14期 (平成25年12月期)	第15期 (平成26年12月期)	第16期 (当連結会計年度) (平成27年12月期)
売上高（千円）	28,742,465	34,556,799	44,937,786	57,563,763
当期純利益（千円）	1,689,192	2,289,407	2,544,130	4,439,648
1株当たり当期純利益（円）	56.40	37.71	41.59	36.04
総資産（千円）	11,265,734	14,505,541	17,868,714	28,744,705
純資産（千円）	5,588,827	7,355,805	9,216,023	12,632,614
1株当たり純資産額（円）	181.97	119.53	148.98	101.87

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 第14期において、平成25年4月23日付で株式分割（1株を2株に分割）を行っており、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
 3. 第16期（当連結会計年度）において、平成27年10月1日付で株式分割（1株を2株に分割）を行っており、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
 4. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第13期 (平成24年12月期)	第14期 (平成25年12月期)	第15期 (平成26年12月期)	第16期 (当事業年度) (平成27年12月期)
売上高（千円）	28,639,093	34,484,559	44,057,501	55,607,925
当期純利益（千円）	1,683,259	2,492,297	2,843,669	4,718,489
1株当たり当期純利益（円）	56.21	41.05	46.49	38.30
総資産（千円）	11,172,395	14,643,223	18,128,659	29,218,413
純資産（千円）	5,556,099	7,530,141	9,645,446	13,374,512
1株当たり純資産額（円）	181.92	122.39	155.97	107.88

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 第14期において、平成25年4月23日付で株式分割（1株を2株に分割）を行っており、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
 3. 第16期（当事業年度）において、平成27年10月1日付で株式分割（1株を2株に分割）を行っており、1株当たり当期純利益は期首に分割が行われたものとして計算しております。
 4. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、自己株式を控除して算出しております。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はW.W.Grainger, Inc. であり、同社は100%子会社である Grainger International, Inc. 及びGrainger Japan, Inc. を通じて当社の株式を62,528,000株（総株主の議決権の数に対する所有割合50.67%）を間接的に保有しております。なお、当社は、商品の一部をW.W.Grainger, Inc. より仕入れております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
NAVIMRO Co., Ltd.	12,000百万ウォン	100.0%	工場用間接資材の販売

（注）NAVIMRO Co., Ltd. は平成27年4月に当社を引受先とする4,000百万ウォンの増資を行い、同社の資本金は12,000百万ウォンとなりました。

(6) 対処すべき課題

景気は一定の回復傾向を示しているものの当社グループの中心となる顧客群である中小製造業にとっては厳しい環境が続いている。この環境下で力強い成長を続けるために下記の施策をとってまいります。

① 新規顧客の獲得

当社グループにとって新規顧客の獲得は引き続き最も大きな成長の源泉となります。検索エンジンへのインターネット広告（リスティング広告）の出稿と当社ウェブサイトを検索エンジンにおいて上位に現すための検索エンジン最適化（SEO）の取組みを主軸とし、当社グループ事業の成長に伴い蓄積させた知見を梃に、今後も顧客獲得活動を積極的に展開いたします。またテレビやラジオなどのマス媒体、ダイレクトメールなどマルチチャネルからの顧客誘導を図り、新規顧客の獲得拡大を目指します。

② 顧客需要充足と利益率の双方を意識した商品マネジメント

当社グループにおける顧客基盤の拡大に伴い、顧客需要のある商品も多様化します。多様化する顧客需要を的確に捉え、一般的にはロングテールといわれる購買頻度の少ない商品も含め、取扱商品の拡大を推進するとともに、新規カテゴリへの拡張、更なる顧客基盤の拡大へと繋げてまいります。

また当社グループ事業の成長に伴う取扱数量増をプライベートブランドの積極採用へと繋げ、顧客に対し、低価格かつ安定の品質の商品を提供するとともに、当社グループの利益率改善に努めてまいります。

③ より精度の高いデータベースマーケティングと商品検索性の提供

当社グループ事業の成長に伴いデータマイニングに関する知見を蓄積させ、それを活用することにより、顧客の購買ニーズに合致し、効果の高いプロモーション活動を展開してまいります。また進歩が著しいインターネット分野における先端技術を吸収し、各々の顧客が必要な商品を可能な限り容易に見つけて注文できるように、当社グループにおけるウェブサイトの商品検索性及び利便性を継続的に高めてまいります。

④ 成長の基盤となる物流インフラの強化

当日出荷により、注文された商品を顧客に早く届けることは、当社の重要な強みの一つであります。従って、当社グループが成長しつつも、顧客への迅速な商品提供を安定的に行うには、物流センターにおける出荷能力の向上、在庫商品の拡充が不可欠であります。当社グループは、平成26年7月に「尼崎ディストリビューションセンター」の本格稼働を開始しており、平成29年3月には茨城県にも新たにディストリビューションセンターが竣工する予定です。これら物流拠点を中心に、更に今後の成長を見据えた能力拡充に努めてまいります。

⑤ 海外事業の推進

当社韓国子会社であるNAVIMRO Co., Ltd.は、平成25年4月から本格的に営業を開始して以来、積極的な顧客獲得活動を推進し、順調に顧客基盤を拡大させるとともに、取扱商品及び在庫商品の拡充を進めております。今後も事業の成長を目指しつつ、早期の黒字化に向けた施策を推進してまいります。

(7) 主要な事業内容（平成27年12月31日現在）

インターネットを主たる手段とする工場用間接資材の販売

(8) 主要な営業所（平成27年12月31日現在）

① 当 社

本 社	兵庫県尼崎市竹谷町2丁目183番地
尼崎ディストリビューションセンター	兵庫県尼崎市西向島町75番地の1
多賀城ディストリビューションセンター	宮城県多賀城市栄2丁目1番1号

② 子会社

NAVIMRO Co., Ltd.	韓国ソウル特別市
-------------------	----------

(9) 使用人の状況（平成27年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
965名	163名増	35.4歳	4.6年

- (注) 1. 上記の使用人数には、パート・アルバイト等臨時社員683名を含んでおります。
 2. 平均年齢及び平均勤続年数には、パート・アルバイト等臨時社員は含んでおりません。
 3. 使用人数が前連結会計年度末に比べ163名増加しましたのは、業容拡大によるものです。
 4. 上記のほか、派遣社員140名が従事しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
917名	156名増	35.9歳	5.2年

- (注) 1. 上記の使用人数には、パート・アルバイト等臨時社員683名を含んでおります。
 2. 平均年齢及び平均勤続年数には、パート・アルバイト等臨時社員は含んでおりません。
 3. 使用人数が前事業年度末に比べ156名増加しましたのは、業容拡大によるものです。
 4. 上記のほか、派遣社員91名が従事しております。

(10) 主要な借入先の状況（平成27年12月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 常 陽 銀 行	4,000,000千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,000,000千円
株 式 会 社 南 都 銀 行	500,000千円
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	375,000千円
株 式 会 社 み な と 銀 行	200,000千円
ニ ツ セ イ ・ リ ー ス 株 式 会 社	90,076千円
合 計	7,165,076千円

2. 株式に関する事項（平成27年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

168,960,000株

(注) 平成27年10月1日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は84,480,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数

124,498,800株

(注) 1. 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は62,158,000株増加しております。なお、増加株式数には、株式分割前にストック・オプションの権利行使のあった232,000株に係る株式分割による増加株式数が含まれております。

2. ストック・オプションの権利行使により、発行済株式の総数は414,800株増加しております。

(3) 株主数

13,784名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	所 有 株 式 数	持 株 比 率
GRAINGER INTERNATIONAL INC.	56,448,000株	45.74%
GRAINGER JAPAN INC.	6,080,000株	4.93%
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	4,553,983株	3.69%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	4,399,825株	3.57%
CITIBANK, N.A.-NY, AS DEPOSITORY BANK FOR DEPOSITORY SHARE HOLDERS	3,591,841株	2.91%
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,630,300株	2.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,593,900株	2.10%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C AMERICAN CLIENTS	2,369,900株	1.92%
CMBL S.A. RE MUTUAL FUNDS	1,547,000株	1.25%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	1,224,800株	0.99%

(注) 持株比率は自己株式（1,083,233株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成27年12月31日現在）

		第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		平成22年5月18日	平成23年3月24日
新株予約権の数		239個	185個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 382,400株 (新株予約権1個につき1,600株)	普通株式 148,000株 (新株予約権1個につき800株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 164,800円 (1株当たり 103円)	新株予約権1個当たり 800円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 77円	1株当たり 53円
権利行使期間		平成24年6月1日から 平成32年4月30日まで	平成25年4月1日から 平成33年2月末日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役及び執行役	新株予約権の数 102個 目的となる株式数 163,200株 保有者数 2名	新株予約権の数 32個 目的となる株式数 25,600株 保有者数 2名

		第7回新株予約権	第8回新株予約権
発行決議日		平成24年1月27日	平成24年4月27日
新株予約権の数		229個	19個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 91,600株 (新株予約権1個につき400株)	普通株式 7,600株 (新株予約権1個につき400株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 400円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 400円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 109円	1株当たり 153円
権利行使期間		平成26年2月1日から 平成33年12月31日まで	平成26年5月1日から 平成34年3月31日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役及び執行役	新株予約権の数 76個 目的となる株式数 30,400株 保有者数 2名	新株予約権の数 9個 目的となる株式数 3,600株 保有者数 1名

		第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		平成25年6月21日	平成26年7月29日
新株予約権の数		76個	69個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 15,200株 (新株予約権1個につき200株)	普通株式 13,800株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額		無償	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 674円	1株当たり 705円
権利行使期間		平成27年7月1日から 平成35年5月31日まで	平成29年8月15日から 平成36年6月30日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役及び執行役	新株予約権の数 25個 目的となる株式数 5,000株 保有者数 2名	新株予約権の数 69個 目的となる株式数 13,800株 保有者数 5名

	第11回新株予約権
発行決議日	平成27年7月29日
新株予約権の数	24個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 4,800株 (新株予約権1個につき200株)
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 200円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額	1株当たり 1,493円
権利行使期間	平成30年8月21日から 平成37年6月30日まで
行使の条件	(注)
役員の保有状況	取締役及び執行役
	新株予約権の数 24個 目的となる株式数 4,800株 保有者数 5名

(注) 新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
2. 新株予約権発行時において当社の執行役であった者は、新株予約権行使時においても当社の執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
3. 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と対象執行役との間で締結する「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要事項

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

		第2回新株予約権
発行決議日		平成18年9月8日
新株予約権の数		564個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 1,804,800株 (新株予約権1個につき3,200株)
新株予約権の払込金額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり342,400円 (1株当たり 107円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額		1株当たり 54円
権利行使期間		平成20年10月1日から 平成28年8月31日まで
行使の条件		(注)
使用者等の保有状況	当社使用者	新株予約権の数 49個 目的となる株式数 156,800株 保有者数 6名

(注) 新株予約権の行使の条件

- 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- 新株予約権発行時において当社の執行役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社の執行役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- 新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとする。
その他の条件については、取締役会決議並びに株主総会決議に基づき、当社と対象執行役及び従業員との間で締結する「株式会社MonotaRO新株予約権付与契約書」に定めるところによる。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び執行役の状況（平成27年12月31日現在）

氏 名	会社における地位及 び 担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
瀬 戸 欣 哉	取 締 役 会 長 報 酬 委 員	W. W. Grainger, Inc. シニア・バイス・プレジデント Razor Occam, Ltd. CEO
鈴 木 雅 哉	取締役代表執行役社長	
宮 島 正 敬	取 締 役 員 指 名 委 員 報 酬 委 員 監査 委 員 委員長	
山 形 康 郎	取 締 役 員 監査 委 員 委員長	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士
喜 多 村 晴 雄	取 締 役 員 指 監 委 員 名 查 委 員 監査 委 員 委員長	喜多村公認会計士事務所 所長 公認会計士
岸 田 雅 裕	取 締 役 員 報 訂 委 員 監 査 委 員 委員長	A. T. カーニー株式会社 代表取締役
David L. Rawlinson II (デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド)	取 締 役 員 指 名 委 員 監 査 委 員 委員長	W. W. Grainger, Inc. バイス・プレジデント 次席ジェネラル・カウンセル 兼 コーポレート・ sekretary
柴 垣 香 平	執 行 役 カスタマーサポート部門長	
吉 野 宏 樹	執 行 役 物 流 部 門 長	
甲 田 哲 也	執 行 役 管 理 部 門 長	
安 井 卓	執 行 役 I T 部 門 長	
橋 原 正 明	執 行 役 マーケティング部門長	

(注) 1. 取締役宮島正敬、山形康郎、喜多村晴雄、岸田雅裕及びDavid L. Rawlinson II (デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド)の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 平成27年3月26日開催の取締役会において、新たに橋原正明氏が執行役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役会長瀬戸欣哉氏は、平成28年1月1日に株式会社LIXILの代表取締役社長兼CEO及び株式会社LIXILグループの代表執行役兼COOに就任しております。当社は、同氏の同社役員就任以前より、株式会社LIXILとの間に商品の販売及び仕入等の取引がありますが、その取引金額は当社の売上規模に鑑みると僅少であります。
なお、同氏は、平成28年6月に、株式会社LIXILグループの取締役代表執行役社長兼CEOに就任予定であります。
4. 取締役会長瀬戸欣哉氏は、平成27年12月31日付でW.W.Grainger, Inc.のシニア・バイス・プレジデント及びRazor Occam, Ltd.のCEOを退任いたしました。
5. 取締役David L. Rawlinson II(デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド)氏は、平成28年1月1日にW.W.Grainger, Inc.のバイス・プレジデント次席ジェネラル・カウンセル兼コーポレート・セクレタリーから同社バイス・プレジデント兼オンラインビジネス・プレジデントに就任いたしました。
また、同氏は、平成28年1月1日にRazor Occam, Ltd.のプレジデント及びZoro Tools, Inc.の取締役(非常勤)に就任いたしました。
6. 監査委員である取締役喜多村晴雄氏は、公認会計士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は取締役宮島正敬、山形康郎、喜多村晴雄及び岸田雅裕の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 当社は、監査委員会の職務を補助する常勤の使用人を内部監査室に配置しているため、常勤の監査委員の選定を行っておりません。

(2) 取締役及び執行役に支払った報酬等の総額

区分	支給人员	支給額
取締役	6名	62,850千円
執行役	5名	106,115千円
合計	11名	168,966千円

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額及びストック・オプション報酬として計上した額が含まれております。
2. 報酬委員会の決議は、報酬委員会規則に則り、報酬委員の過半数が出席し、次の事項を審議し出席委員の過半数をもって行います。
- ①取締役及び執行役の個人別の報酬、賞与、退職慰労金（以下、「報酬等」という）の内容
- ・確定金額とする場合は、個人別の額
 - ・不確定金額とする場合は、個人別の具体的な算定方法
 - ・金銭以外のものとする場合は、個人別の具体的な内容
- ②取締役及び執行役の報酬等の内容の決定に関する方針の作成及び報酬等に関する基準の制定・改定
- ③その他、報酬委員会規則で定める事項並びに業務の遂行で付議を必要と認めた事項
3. 取締役及び執行役の報酬等の内容の決定に関する方針
- 当社は、「取締役及び執行役のインセンティブを高める報酬体系を構築し、適正な業績評価を行うことにより、当社の業績向上に資する」ことを目的として、報酬委員会を設置しております。委員会は、社外取締役2名を含む取締役3名により構成しておりますが、取締役本人の報酬等に関する決議に際しては、当社報酬委員会規則により当該取締役は決議には参加しておりません。
- 取締役及び執行役の報酬は、固定報酬、業績による報酬（賞与）、ストック・オプション及び役員退職慰労金としております。固定報酬は、各取締役及び執行役の役職・職責等に応じて、当社経営環境、社外専門機関調査による他社水準などを考慮して適切な水準で設定しております。業績による報酬は、業績（営業利益の指標達成度合）と、期初に設定した経営施策の達成度合により決定しております。業績による報酬は、当社業績により大きく変動する場合があります。ストック・オプションは、会社業績、個人別評価により報酬委員会で審議の上、取締役会で決定しております。
- なお、役員退職慰労金につきましては、平成22年3月17日開催の報酬委員会の決議に基づき新たに導入した制度であり、取締役及び執行役の在任中の労に報いるため、将来的の支出時における一時負担の増大を避けるとともに、期間損益の適正化及び財務内容の健全化を図ることを目的としております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	当社との関係
社外取締役	山形 康郎	弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士	当社は弁護士法人関西法律特許事務所と法律顧問契約を締結しております。
社外取締役	喜多村 晴雄	喜多村公認会計士事務所 所長 公認会計士	当社は喜多村公認会計士事務所との間には取引関係はありません。
社外取締役	岸田 雅裕	A.T.カーニー株式会社 代表取締役	当社はA.T.カーニー株式会社との間には取引関係はありません。
社外取締役	David L. Rawlinson II (デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド)	W.W.Grainger, Inc. バイス・プレジデント 次席ジェネラル・カウンセル 兼 コーポレート・セクレタリー	W.W.Grainger, Inc.は当社の親会社であり、当社は商品の一部を同社より仕入れております。

四. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	宮島正敬	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、取締役会においては、主に企業経営についての豊富な知見・経験等をもとに意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役 (監査委員)	山形康郎	当事業年度に開催された取締役会11回全てと監査委員会12回全てに出席し、取締役会においては、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査委員会においても、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 (監査委員)	喜多村晴雄	当事業年度に開催された取締役会11回全てと監査委員会12回全てに出席し、取締役会においては、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査委員会においても、主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役 (監査委員)	岸田雅裕	当事業年度に開催された取締役会10回と監査委員会9回に出席し、主に経営コンサルタントとしての企業経営に関する専門的な知見から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査委員会においては、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外取締役	David L. Rawlinson II (デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド)	当事業年度に開催された取締役会10回に出席し、主にコーポレート・カウンセルとしての専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(注) いずれかの取締役が会議場に来場できない場合は、電話会議の形式をとっております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員との間で会社法第427条第1項の契約は締結しております。

(3) 報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
社外取締役	4名	14,400千円

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の金額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、会計監査人に法令に違反及び抵触する行為が認められた場合、または会計監査人が一般に要求される監査の品質を保持できないと認められると判断した場合に、監査委員会は当該会計監査人の不再任を目的とする株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

①処分対象

新日本有限責任監査法人

②処分内容

3ヶ月間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）

（平成28年1月1日から平成28年3月31日まで）

業務改善命令（業務管理体制の改善）

課徴金（2,111,000,000円）

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間で会社法第427条第1項の契約は締結しておりません。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）等に関する基本方針

当社は、会社法第416条第1項第1号ロに規定する「監査委員会の職務の執行のため必要なもの」及び同号ホに規定する「業務の適正を確保するための体制」に関する基本方針を以下のとおり定めるものとします。

[監査委員会の職務の執行のために必要なもの]

1 当社監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項（会社法施行規則第112条第1項第1号）

監査委員会が職務執行上、他の委員会の職務執行に係る事項について調査をする必要が生じた場合には、当該委員会の委員長である取締役は、その調査に積極的に協力する義務を負うものとする。職務を補助すべき使用人に関しては、内部監査室の構成員を2名以上とし、その使用人が、監査委員会の職務の補助を行う。

2 1の取締役及び使用人の当社執行役からの独立性に関する事項（第2号）

執行役社長は、内部監査室に属する使用人の任命、人事異動、賃金その他の報酬等の雇用条件に関する事項については、監査委員会の承認を得た上で決定する。

3 当社監査委員会の1の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（第3号）

監査委員会が職務執行上、他の委員会の職務執行に係る事項について調査をする必要が生じるも、当該委員会の委員長である取締役の協力が不十分であると監査委員会が判断するときは、監査委員会は、適時にその旨取締役会で報告することにより、取締役全員の周知の下、協力を積極的に仰いでいくものとする。

執行役社長は、執行役及び使用人に対して、監査委員会の職務を補助すべき使用人に関し、当該使用人が監査委員会の指揮命令に従う旨及び監査を行ううえで必要な情報の収集権限を有する旨を周知徹底する。

4 次に掲げる体制その他の当社監査委員会への報告に関する事項（第4号）

- (1) 当社取締役（監査委員である取締役を除く。）及び執行役並びに使用人が監査委員会に報告するための体制（第4号イ）
 - ① 執行役社長は、監査委員会に対して、執行役及び部門長からなる部門長会において、審議報告された案件について、報告を行うものとし、その他必要に応じて、適宜、監査委員らと意見交換の場を持つこととする。
 - ② 執行役社長は、内部監査室が実施した内部監査の結果については、必ず、監査委員会へも報告する体制を確保する。
 - ③ 内部通報制度についての体制を整備し、これにより、執行役、取締役又は使用人等の職務遂行に関する不正行為、その他法令・定款違反をするおそれ、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発見を容易にし、その状況が監査委員会へも適切に報告される体制を構築する。
- (2) 当社子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査委員会に報告するための体制（第4号ロ）
 - ① 子会社の取締役及び使用人は、当社監査委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ② 執行役社長は、子会社に内部通報制度を整備させ、当該制度を通じた報告が子会社の関係機関のみならず、当社監査委員会及び当社のコンプライアンス統括部署にもなされる体制を確保することにより、子会社の取締役及び使用人等の職務執行に関する不正行為、その他法令・定款違反をするおそれ、又は当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実の発見を容易にし、その状況が当社監査委員会へも適切に報告される体制を構築する。
 - ③ 執行役社長は、当社内部監査室が実施した子会社に関する内部監査の結果については、必ず、当社監査委員会へも報告する体制を確保する。

5 4の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（第5号）

執行役社長は、監査委員会への報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、この旨を執行役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人に周知徹底する。

6 当社監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（第6号）

監査委員がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

[業務の適正を確保するための体制]

1 当社執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に係る事項（会社法施行規則第112条第2項第1号）

執行役社長は、社内規則に則り情報を保存及び管理し、社外への漏洩防止に必要な措置を講じる。

2 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（第2号）

- ① 執行役社長は、リスク管理規程を定めるとともに、リスクの種類毎に担当責任者及びマニュアルに基づくリスク管理手順を定め、適切な管理体制を構築・運営させる。
- ② 内部監査室は、リスク管理体制の運用状況を毎年1回以上、確認し、執行役社長及び監査委員会に報告する。
- ③ 新たなリスクが生じた場合、速やかに執行役社長が対応責任者となり、その対応を図る。

3 当社執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ、効率的に行われることを確保するための体制に関するその他の事項（第3号、第4号）

- ① 執行役社長は、執行役及び使用人が、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守し、高い倫理観と道徳観に基づく社会的良識に従い行動することができるよう「コンプライアンス・マニュアル」を定め、これに従った運用を行い、コンプライアンス委員会を設置し、その推進を図る。
- ② 執行役社長は、内部通報制度を設置する。
- ③ 執行役社長は、通常業務に関する重要事項について、部門長会で審議し、その内容を監査委員会に定期的に報告する。
- ④ 執行役社長は、職務権限規程を策定し、効率的な職務の執行を図る。
- ⑤ 内部監査室による内部監査を実施し、執行役社長及び監査委員会に対して報告する。

- 4 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び当社の子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制（第5号）
- (1) 当社子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員その他これらの者に相当する者（以下、（3）及び（4）において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制（第5号イ）
- ① 執行役社長は、子会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、子会社に対して、必要に応じて関係資料等の提出を求める。
- ② 執行役社長は、子会社がその経営成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するため、子会社の取締役社長、取締役又は使用人が、定期的に開催される当社の取締役会に出席することを求める。
- (2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（第5号ロ）
- ① 執行役社長は、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程において子会社に対しリスク管理を行うことを求めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ② 内部監査室は、子会社のリスク管理体制の運用状況を定期的に確認し、執行役社長及び監査委員会に報告する。
- (3) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（第5号ハ）
- ① 執行役社長は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の効率的な運営に資するため、子会社管理規程を策定する。
- ② 子会社は、職務権限規程を策定し、効率的な職務の執行を図る。
- (4) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（第5号ニ）
- ① 執行役社長は、子会社に、その事業内容や規模等に応じて、適正数の監査役やコンプライアンス推進担当者を配置する体制を構築させる。
- ② 執行役社長は、子会社に、子会社監査役が内部統制システムの構築・運用状況を含め、子会社の取締役等及び使用人の職務執行を監査する体制を構築させる。

- ③ 子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- ④ 執行役社長は、子会社に内部通報制度を設置させる。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要]

内部監査室は、内部統制システムが適切に機能しているか、不正が行われていないか、改善すべき事項はないか等を独立した立場から検証すべく、各部門に対して定期的に業務監査を実施しております。監査を通して顕在化した問題点は、被監査部門に対してその場で改善勧告を行うほか、監査委員会及び代表執行役に報告され、適時の改善がなされております。また、管理部門及び内部監査室が中心となり、定期的な研修や監査を通じて、関係各部門及び当社子会社に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識の向上に努めております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策のひとつと認識し、剰余金の配当につきましては、安定的かつ継続的に連結業績の成長に見合った成果の配分を行っていくことを基本方針としております。この基本方針に基づき、当期の期末配当を1株当たり7円とし、中間配当金10円（平成27年10月1日付の株式分割を考慮すると1株当たり5円）と合わせた年間配当としては、1株当たり実質12円といたします。

内部留保につきましては、財務体質の健全性を確保しつつ、経営環境の変化に対応すべく積極的な事業展開を行うための施策に充当し、一層の業績向上に努めてまいります。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,248,526	流 動 負 債	9,130,975
現 金 及 び 預 金	11,189,563	買 掛 金	4,404,915
売 掛 金	6,128,302	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	315,076
商 品	5,092,272	リ 一 ス 債 務	302,657
未 着 商 品	213,836	未 払 金	1,441,059
貯 藏 品	105,809	未 払 法 人 税 等	2,036,907
未 収 入 金	2,163,457	賞 与 引 当 金	52,913
繰 延 税 金 資 産	199,530	役 員 賞 与 引 当 金	29,237
そ の 他	190,775	そ の 他	548,208
貸 倒 引 当 金	△35,022	固 定 負 債	6,981,115
固 定 資 産	3,496,179	長 期 借 入 金	6,850,000
有 形 固 定 資 産	1,571,695	リ 一 ス 債 務	26,334
建 物	250,433	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	52,231
構 築 物	7,581	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,876
機 械 及 び 装 置	2,080	そ の 他	50,672
車両 運 搬 具	197	負 債 合 計	16,112,091
工具、器具 及 び 備 品	132,746	純 資 産 の 部	
リ 一 ス 資 産	692,689	株 主 資 本	12,534,730
建 設 仮 勘 定	485,967	資 本 金	1,907,453
無 形 固 定 資 産	1,012,892	資 本 剰 余 金	711,991
ソ フ ト ウ ェ ア	940,939	利 益 剰 余 金	10,095,565
そ の 他	71,953	自 己 株 式	△180,278
投 資 そ の 他 の 資 産	911,591	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	37,775
差 入 保 証 金	745,155	為 替 換 算 調 整 勘 定	37,775
繰 延 税 金 資 産	123,061	新 株 予 約 権	60,107
そ の 他	67,879	純 資 産 合 計	12,632,614
貸 倒 引 当 金	△24,504	負 債 及 び 純 資 産 合 計	28,744,705
資 产 合 计	28,744,705		

連 結 損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から)
(平成27年12月31まで)

(単位:千円)

科 目		金 額	
売 上	高		57,563,763
売 上 原 価			40,236,226
売 上 総 利 益			17,327,536
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			10,239,618
當 業 利 益			7,087,918
當 業 外 収 益			
受 取 利 息		4,331	
為 替 差 益		27,766	
受 取 手 数 料		5,610	
受 取 補 償 金		4,894	
諸 資 材 売 却 益		7,885	
そ の 他		12,645	63,134
當 業 外 費 用			
支 払 利 息		12,945	
た な 卸 資 産 処 分 損		15,116	
そ の 他		2,342	30,404
經 常 利 益			7,120,648
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益		160	160
特 別 損 失			
固 定 資 産 除 却 損		1,816	1,816
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益			7,118,991
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,761,542	
法 人 税 等 調 整 額		△82,199	2,679,343
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益			4,439,648
当 期 純 利 益			4,439,648

連結株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の 包括利益 累計額	新 予 約 株 權	純 資 產 合 計
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剩 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計			
当 期 首 残 高	1,865,398	669,936	6,701,646	△163,034	9,073,947	71,409	70,666	9,216,023
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	42,054	42,054			84,109			84,109
剩 余 金 の 配 当			△1,045,730		△1,045,730			△1,045,730
当 期 純 利 益			4,439,648		4,439,648			4,439,648
自 己 株 式 の 取 得				△17,243	△17,243			△17,243
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)						△33,633	△10,559	△44,192
当 期 変 動 額 合 計	42,054	42,054	3,393,918	△17,243	3,460,783	△33,633	△10,559	3,416,590
当 期 末 残 高	1,907,453	711,991	10,095,565	△180,278	12,534,730	37,775	60,107	12,632,614

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称等

連結子会社の数 1 社

連結子会社の名称 NAVIMRO Co., Ltd.

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社NAVIMRO Co., Ltd. の決算日は12月31日であります。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

なお、連結子会社は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

・未着商品及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

・建物（建物付属設備を除く） 定額法

・その他の有形固定資産 定率法

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

二、役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、報酬委員会の決議に基づく期末要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、連結子会社において従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、当連結会計年度末における退職給付債務の算定にあたっては、自己都合退職による当連結会計年度末要支給額を退職給付債務とする方法（簡便法）によって計上しております。

⑤ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

616,584千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	123,852,000株	646,800株	一株	124,498,800株

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の増加646,800株は、ストック・オプションの権利行使による新株の発行による増加であります。
 2. 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、当連結会計年度の期首株式数及び増加株式数は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合における株式数を記載しております。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
普通株式	1,077,852株	5,381株	一株	1,083,233株

- (注) 1. 普通株式の自己株式の増加5,381株は、取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加4,800株及び単元未満株式の買取による増加581株であります。
 2. 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、当連結会計年度の期首株式数及び増加株式数は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合における株式数を記載しております。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年3月26日定時株主総会	普通株式	429,709	7.0	平成26年12月31日	平成27年3月27日
平成27年7月29日取締役会	普通株式	616,020	10.0	平成27年6月30日	平成27年9月11日

(注)当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しておりますが、1株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準に記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年3月25日開催予定の第16期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

決議予定	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年3月25日定時株主総会	普通株式	863,908	利益剰余金	7.0	平成27年12月31日	平成28年3月28日

(注)当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、平成27年12月31日を基準日とする配当につきましては株式分割後の株式数を基準しております。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成18年9月8日 臨時株主総会決議分	平成21年1月16日 取締役会決議分	平成22年3月29日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	268,800株	80,000株	104,000株
新株予約権の残高	84個	25個	65個

	平成22年5月18日 取締役会決議分	平成23年3月24日 取締役会決議分	平成24年1月27日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	248,000株	44,000株	46,800株
新株予約権の残高	155個	55個	117個

	平成24年4月27日 取締役会決議分	平成25年6月21日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	3,600株	13,200株
新株予約権の残高	9個	66個

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行借入により行う方針であります。なお、デリバティブ取引は利用しておりません。

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客及び取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理方針に従い顧客ごとに与信限度額を設定し、限度を超える注文に関しては前払で対応する等、不良債権の発生に対する未然防止を行っております。また、支払期日を超過する顧客に対しては、一定期日ごとに督促状を発行する等の措置をとり、債権回収率の向上に取り組んでおります。

営業債務である買掛金、未払金及び未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。またその一部は、商品の輸入に伴う外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、日次業務として手許資金の状況を把握するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	11,189,563	11,189,563	—
(2) 売掛金	6,128,302	6,128,302	—
(3) 未収入金	2,163,457	2,163,457	—
(4) 破産更生債権等※1 貸倒引当金※2	24,504 △24,504 —	—	—
資産計	19,481,324	19,481,324	—
(1) 買掛金	4,404,915	4,404,915	—
(2) 未払金	1,441,059	1,441,059	—
(3) 未払法人税等	2,036,907	2,036,907	—
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)	7,165,076	7,097,417	△67,659
負債計	15,047,959	14,980,300	△67,659

※1. 破産更生債権等は連結貸借対照表の投資その他の資産の「その他」に含まれております。

※2. 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にはほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額及び金銭債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
現金及び預金	11,189,563	—	—	—	—	—
売掛金	6,128,302	—	—	—	—	—
未収入金	2,163,457	—	—	—	—	—
資産計	19,481,324	—	—	—	—	—
買掛金	4,404,915	—	—	—	—	—
未払金	1,441,059	—	—	—	—	—
未払法人税等	2,036,907	—	—	—	—	—
長期借入金(1年内 返済予定の長期借 入金含む)	315,076	225,000	2,125,666	2,000,666	2,498,668	—
負債計	8,197,959	225,000	2,125,666	2,000,666	2,498,668	—

5. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 101円87銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 36円 4銭 |
- (注) 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の金額は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	24,664,920	流动負債	8,864,662
現金及び預金	10,898,704	買掛金	4,204,476
売掛金	6,080,626	1年内返済予定の長期借入金	315,076
商品	4,853,792	リース債務	302,657
未着商品	226,329	未払金	1,383,224
貯蔵品	105,809	未払費用	120,360
前渡金	2,353	未払法人税等	2,036,907
前払費用	146,721	未払消費税等	366,005
未収入金	2,161,839	前受金	12,562
繰延税金資産	199,454	預り金	35,299
その他の	24,311	賞与引当金	52,913
貸倒引当金	△35,022	役員賞与引当金	29,237
固定資産	4,553,493	その他の	5,941
有形固定資産	1,523,574	固定負債	6,979,238
建物	250,433	長期借入金	6,850,000
構築物	7,581	リース債務	26,334
機械及び装置	2,080	役員退職慰労引当金	52,231
車両運搬具	197	その他の	50,672
工具、器具及び備品	84,625	負債合計	15,843,901
リース資産	692,689	純資産の部	
建設仮勘定	485,967	株主資本	13,314,404
無形固定資産	973,409	資本金	1,907,453
商標権	13,587	資本剰余金	711,991
ソフトウェア	901,456	資本準備金	711,991
電話加入権	35	利益剰余金	10,875,239
ソフトウェア仮勘定	58,060	その他利益剰余金	10,875,239
投資その他の資産	2,056,509	繰越利益剰余金	10,875,239
関係会社株式	1,176,510	自己株式	△180,278
破産更生債権等	24,504	新株予約権	60,107
長期前払費用	42,501	純資産合計	13,374,512
差入保証金	715,926	負債及び純資産合計	29,218,413
繰延税金資産	122,020		
貸倒引当金	△24,504		
資産合計	29,218,413		

損 益 計 算 書

(平成27年1月1日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位:千円)

科 目				金 額	
売 上 高				55,607,925	
売 上 原 価				38,650,583	
売 上 総 利 益				16,957,342	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				9,593,809	
當 業 利 益				7,363,533	
當 業 外 収 益					
受 取 利 息				376	
為 替 差 益				35,562	
受 取 手 数 料				5,610	
受 取 補 償 金				3,260	
諸 資 材 売 却 益				7,885	
そ の 他				10,599	63,295
當 業 外 費 用					
支 払 利 息				12,945	
た な 卸 資 産 処 分 損				13,215	
そ の 他				2,160	28,321
經 常 利 益					7,398,508
特 別 損 失					
固 定 資 産 除 却 損				1,173	1,173
税 引 前 当 期 純 利 益					7,397,334
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				2,761,542	
法 人 税 等 調 整 額				△82,698	2,678,844
当 期 純 利 益					4,718,489

株主資本等変動計算書

(平成27年1月1日から)
(平成27年12月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本						新 株 予 約 権	純 資 産 計		
	資 本 金	資 本 剩 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計				
		資 本 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計						
当 期 首 残 高	1,865,398	669,936	7,202,479	7,202,479	△163,034	9,574,779	70,666	9,645,446		
当 期 変 動 額										
新 株 の 発 行	42,054	42,054				84,109		84,109		
剩 余 金 の 配 当			△1,045,730	△1,045,730		△1,045,730		△1,045,730		
当 期 純 利 益			4,718,489	4,718,489		4,718,489		4,718,489		
自 己 株 式 の 取 得					△17,243	△17,243		△17,243		
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)							△10,559	△10,559		
当 期 変 動 額 合 計	42,054	42,054	3,672,759	3,672,759	△17,243	3,739,625	△10,559	3,729,065		
当 期 末 残 高	1,907,453	711,991	10,875,239	10,875,239	△180,278	13,314,404	60,107	13,374,512		

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・子会社株式 移動平均法による原価法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・未着商品及び貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

・建物（建物付属設備を除く） 定額法

・その他の有形固定資産 定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、報酬委員会の決議に基づく期末要支給額を計上しております。

- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項
・消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	596,031千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
金銭債権	4,920千円

 金銭債務 17,251千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
仕入高	343,662千円
営業取引以外の取引による取引高	1,236千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数	
普通株式	1,083,233株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	142, 532千円
賞与引当金	17, 466千円
役員退職慰労引当金	16, 823千円
貸倒引当金	17, 415千円
養老保険積立金	48, 910千円
資産除去債務	31, 374千円
新株予約権	19, 360千円
減価償却費	11, 941千円
その他	29, 217千円
繰延税金資産合計	335, 043千円
繰延税金負債	
固定資産除去費用	13, 568千円
繰延税金負債合計	13, 568千円
繰延税金資産（純額）	321, 475千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35. 6%
（調整）	
永久に損金不算入となる費用	0. 4%
税率変更による影響額	0. 4%
その他	△0. 2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36. 2%

(追加情報)

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び事業税率等の段階的な引き下げが行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35. 59%から、平成28年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33. 01%に、平成29年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32. 21%に変更されます。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 107円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 38円30銭 |

(注) 当社は、平成27年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の金額は、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算定しております。

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

株式会社MonotaRO

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務 執行 社員	公認会計士 柳 年哉 印
指定有限責任社員 業務 執行 社員	公認会計士 松本 要 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MonotaROの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MonotaRO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年2月9日

株式会社MonotaRO

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 柳 年哉 印
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 松本 要 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MonotaROの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第16期事業年度の取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査委員会の監査の方法及びその内容

- (1) 会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容、及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の構築及び運用の状況について監査しました。
- (2) 監査委員会は監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携し、下記のとおり実施しました。
 - ① 取締役会、執行役会議、その他重要な会議に出席しました。
 - ② 取締役執行役等からの職務の執行に関する事項の報告を聴取しました。
 - ③ 重要な決裁書類等を閲覧し確認しました。
 - ④ 本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を確認しました。
 - ⑤ 子会社については子会社の取締役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、更にその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われる事を確保する為の体制」(会社計算規則第131条 各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (4) 以上の場合に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討をいたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役及び執行役の職務の執行に関し、不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年2月9日

株式会社 Monotaro 監査委員会
監査委員 山形 康郎 印
監査委員 喜多村 晴雄 印
監査委員 岸田 雅裕 印

(注) 監査委員は全員、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第16期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金7円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、863,908,969円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	瀬 戸 欣 哉 (昭和35年6月25日生)	昭和58年4月 住友商事株式会社入社 平成2年7月 米国住友商事会社 特殊鋼製品マネージャー 平成4年7月 Precision Bar Service, INC. 販売担当バイスプレジデント 平成9年5月 Iron Dynamics Process International LLC 代表取締役社長 平成11年9月 住友商事株式会社 鉄鋼第一事業企画部 e コマースチーム長・マネージャー 平成12年10月 当社取締役 平成13年6月 当社代表取締役社長 平成18年3月 当社取締役代表執行役社長 平成22年11月 Zoro Tools, Inc. 取締役（非常勤） 平成23年8月 株式会社K-engine 代表取締役 社長 平成24年3月 Grainger Asia Pacific株式会 社 代表取締役社長 平成24年3月 当社取締役代表執行役会長 平成25年10月 W.W.Grainger, Inc. シニア・バ イス・プレジデント 平成25年12月 GWW UK Online Ltd. (現 Razor Occam, Ltd.) CEO 平成26年3月 当社取締役会長（現任） 平成28年1月 株式会社LIXIL 代表取締役社長 兼CEO（現任） 株式会社LIXILグループ 代表執行 兼COO（現任） (地位及び担当) 取締役会長 報酬委員	691,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	鈴木 雅哉 (昭和50年7月24日生)	<p>平成10年4月 住友商事株式会社入社</p> <p>平成12年11月 当社出向 システムチーム課長</p> <p>平成18年3月 住友商事株式会社 新素材・特殊鋼貿易部</p> <p>平成18年5月 楽天株式会社 第二EC事業本部</p> <p>平成18年11月 同社 ブックメディア事業部 マーケティングチーム長</p> <p>平成19年4月 当社マーケティング部長</p> <p>平成20年3月 当社執行役マーケティング部長</p> <p>平成23年8月 株式会社K-engine 取締役</p> <p>平成24年3月 当社取締役代表執行役社長（現任）</p> <p>平成25年1月 NAVIMRO Co., Ltd. 理事（現任） (地位及び担当) 取締役代表執行役社長</p>	430,000株
3	宮島 正敬 (昭和28年1月13日生)	<p>昭和52年4月 日産自動車株式会社入社</p> <p>平成元年1月 Nissan European Technology Center Ltd. マネージャー</p> <p>平成8年7月 日本ゼネラル・エレクトリック株式会社 事業開発部長</p> <p>平成10年5月 GEエジソン生命株式会社 執行役員</p> <p>平成12年11月 ワークス・キャピタル株式会社（現 ワークス・キャピタル株式会社）代表取締役社長</p> <p>平成13年7月 当社取締役（現任）</p> <p>平成16年11月 ジョンソンコントロールズオートモーティブシステムズ株式会社 代表取締役社長</p> <p>平成19年4月 株式会社ジャパン・センター・リサーチ（現 株式会社カンタージャパン）代表取締役社長</p> <p>平成26年11月 楽天株式会社 ポイントパートナー事業シニア・アドバイザー (地位及び担当) 取締役 指名委員 報酬委員会委員長</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	山形 康郎 (やまがた やすお) (昭和46年6月27日生)	<p>平成12年4月 弁護士登録 関西法律特許事務所入所</p> <p>平成15年3月 当社監査役</p> <p>平成17年4月 弁護士法人関西法律特許事務所 社員弁護士（現任）</p> <p>平成17年9月 当社取締役（現任）</p> <p>平成18年9月 株式会社大阪シティドーム 取 締役（現任）</p> <p>（地位及び担当） 取締役 監査委員会委員長</p>	一株
5	喜多村 晴雄 (きたむら はるお) (昭和33年8月21日生)	<p>昭和58年9月 アーサーアンダーセン公認会計 士共同事務所（現 有限責任あ づさ監査法人）入所</p> <p>昭和62年3月 公認会計士登録</p> <p>平成6年5月 朝日監査法人（現 有限責任あ づさ監査法人）社員</p> <p>平成8年12月 朝日アーサーアンダーセン株式 会社設立 取締役</p> <p>平成14年8月 喜多村公認会計士事務所開設 所長（現任）</p> <p>平成15年2月 チャールズウェインコンサルテ ィング株式会社（現 セルヴィ ンコンサルティング株式会社） 設立 代表取締役</p> <p>平成16年6月 ローム株式会社 社外監査役（現 任）</p> <p>平成17年12月 当社取締役（現任）</p> <p>平成18年6月 MIDリート投資法人（現 MCUBS MidCity投資法人） 監督役員 (非常勤)（現任）</p> <p>平成21年6月 ヤマハ株式会社 社外監査役</p> <p>平成22年6月 同社 社外取締役</p> <p>平成27年6月 アスモ株式会社 社外監査役（現 任）</p> <p>（地位及び担当） 取締役 指名委員 監査委員</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	岸 田 雅 裕 (きしだ まさひろ) (昭和36年3月30日生)	<p>昭和58年4月 株式会社パルコ入社</p> <p>平成4年5月 株式会社日本総合研究所入社</p> <p>平成8年7月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社(現 ブーズ・アレン・カンパニー株式会社)入社</p> <p>平成14年10月 株式会社ローランド・ベルガー入社 パートナー</p> <p>平成18年9月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン株式会社(現 ブーズ・アレン・カンパニー株式会社) パートナー</p> <p>平成24年3月 当社取締役(現任)</p> <p>平成25年4月 A.T.カーニー株式会社 パートナー</p> <p>平成26年1月 同社 代表取締役(現任) (地位及び担当) 取締役 報酬委員 監査委員</p>	一株
7	David L. Rawlinson II (デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド) (昭和51年1月19日生)	<p>平成12年7月 South Carolina Association of Counties ガバメント・リレーションズ 代表</p> <p>平成13年11月 Locke Load Bissell & Liddell, LLP 弁護士</p> <p>平成16年8月 K&L Gates, LLP 弁護士</p> <p>平成20年1月 Office of the White House Chief of Staff ホワイトハウスフェロー</p> <p>平成21年7月 ITT Exelis, Inc. バイス・プレジデント兼ジェネラル・カウンセル</p> <p>平成25年8月 W.W. Grainger, Inc. バイス・プレジデント 次席ジェネラル・カウンセル兼コーポレート・セクレタリー</p> <p>平成26年3月 当社取締役(現任)</p> <p>平成28年1月 W.W. Grainger, Inc. バイス・プレジデント兼オンラインビジネス・プレジデント(現任) Razor Occam, Ltd. プレジデント(現任) Zoro Tools, Inc. 取締役(非常勤)(現任) (地位及び担当) 取締役 指名委員会委員長</p>	一株

- (注) 1. 取締役候補者瀬戸欣哉氏は、平成28年1月1日に株式会社LIXILの代表取締役社長兼CEO及び株式会社LIXILグループの代表執行役兼COOに就任しております。当社は、同氏の同社役員就任以前より、株式会社LIXILとの間に商品の販売及び仕入等の取引がありますが、その取引金額は当社の売上規模に鑑みると僅少であります。なお、同氏は、平成28年6月に、株式会社LIXILグループの取締役代表執行役社長兼CEOに就任予定であります。
- その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者David L. Rawlinson II（デヴィッド・エル・ローリンソン・セカンド）氏は当社の親会社であるW.W.Grainger, Inc.の業務執行者であり、その地位及び担当につきましては、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」に記載のとおりであります。
3. 取締役候補者宮島正敬、山形康郎、喜多村晴雄及び岸田雅裕の各氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は上記4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 社外取締役候補者とした理由
- ① 宮島正敬氏は、複数企業の経営を通じて得られた経営者としての幅広い見識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ② 山形康郎氏は、弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
- ③ 喜多村晴雄氏は、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- ④ 岸田雅裕氏は、経営コンサルタントとして、企業経営やマーケティング施策に関して専門的な知識と豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
5. 社外取締役の在任期数は、本総会終結の時をもって宮島正敬氏14年9ヶ月、山形康郎氏10年7ヶ月、喜多村晴雄氏10年4ヶ月及び岸田雅裕氏4年となります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県尼崎市道意町7丁目1番3号
尼崎リサーチインキュベーションセンター
(エーリック) 1階
T E L 06-6415-2500



■ 交通のご案内

- ・阪神電車「出屋敷駅」または「尼崎センタープール前駅」から南へ徒歩約8分
- ・阪急電車「塚口駅」またはJR「立花駅」から尼崎市バス30系統、「リサーチコア前」下車
所要時間：「塚口駅」から約30分、「立花駅」から約10分
- ・一般用の駐車場がございませんので、ご来場は電車・バスをご利用くださいませ。